

韮崎市内に空き家をお持ちの方で、こんな悩みはありませんか？

誰かに譲りたい！

長期不在になる期間
だけ貸したい



住む人が居ないけれど
どうすればいいかわからない

防犯も心配だし、
誰かに住んでほしい

空き家バンク制度を ご活用ください！

空き家が所在する**地区（自治会）**もしくは、市内各地区（町）に配属された**移住定住支援員（通称：空き家コーディネーター）**が、空き家所有者と市の空き家バンク担当窓口との橋渡しを行います。

空き家バンク制度の流れ

空き家の所有者と、買いたい・借りたい方とのマッチングを、市が行います。空き家の有効活用を図ることで、市への定住を促進し、地区の活性化につなげるための制度です。

物件の登録申請

貸・売却物件の登録を希望される方は、市役所への申請が必要です。まずは担当窓口へお問い合わせください。

※申請者は物件の所有者です。土地・建物の登記簿をご確認ください。



物件の調査

申請を受け、物件の現地調査を行います。調査には物件所有者の立会いが必要です。



空き家台帳への登録&公開

審査により、登録要件に合えば市の空き家台帳へ登録されます。登録された物件は、市のホームページ等に情報を掲載します。



情報公開後は・・・

利用希望者から申込み&内覧

この物件いいね!



登録物件について、利用希望者から、内覧・交渉の申し込みがあると、市は所有者本人または管理者（宅建協会※）へ連絡します。内覧には利用希望者・市・所有者本人または管理者が立ち会います。

物件の交渉



市は契約交渉の関与は行いません。当事者間か宅建協会※の仲介により交渉手続きを行います。

※宅建協会へ交渉・契約の仲介を希望される方は、申請時に選択することができます。この場合、法律で定められた仲介手数料が発生します。

このチラシに関する制度・各種補助金については、下記へお問い合わせ下さい。

韮崎市役所 総合政策課 人口対策担当
〒407-8501 山梨県韮崎市水神 1-3-1

☎（代）0551-22-1111（358・359）

FAX 0551-22-8479

【受付時間】平日 8時30分～17時15分まで

韮崎市 空き家バンク

検索

「空き家バンクについて」とお伝えください。



斐崎市では「所有者」「移住希望者」「地区」にメリットのある 空き家暮らし大作戦 に取り組んでいます！

地区（自治会）と連携・協力しながら空き家の掘り起こしと、移住希望者の受け入れサポートを行う移住定住支援員（通称：空き家コーディネーター）を市内各地区（町）に配置し、「空き家所有者」「移住希望者」「地区」をつなぐ仕組みづくりに取り組んでいます。

地区（自治会）の役割

- 空き家の情報収集から空き家バンク制度への登録サポート
- 移住希望者のサポート など



空き家コーディネーターの役割

- 空き家の情報収集、所有者との連絡調整を通じた空き家の掘り起こし
- 雑草の繁茂や管理不全の空き家の見回り
- 移住希望者のサポート など



※各地区の空き家コーディネーターは市役所へお問い合わせ下さい。



空き家についてお悩みの方は、ぜひ空き家の所在する地区（自治会）か空き家コーディネーターにご相談ください！行政窓口への紹介、手続きのサポートを行います。申請・現地調査後、空き家バンク登録台帳に登録されると、物件情報が公開されます。

↓ 登録台帳に登録されると ↓ ※登録時、登記未了物件に限る

活用支援事業補助金 空き家所有者に登記関係経費の1/2を補助 最大 **100,000円**
(※50,000円以上)



移住希望者はホームページなどで空き家の情報を閲覧し、希望の物件を見つけていきます。空き家コーディネーターは地区の特徴や住みやすさなど、地区目線の相談に応じ移住希望者が安心して地区に馴染めるように現地でサポートします。

↓ 登録物件が成約すると ↓

登録促進奨励金支給事業

- 空き家所有者にうれしい制度
- 空き家バンク登録台帳に登録した物件が成約した場合、空き家所有者に対し奨励金が交付されます。

空き家所有者に **100,000円**

活用支援事業補助金

- 空き家成約者にうれしい制度
- 仲介手数料・引越費用（50,000円以上）の1/2を補助

空き家成約者に **最大 100,000円**

他にも

空き家バンク登録物件に関する支援（リフォーム補助金）

■リフォーム工事補助

工事費用の1/2を補助（最大100万円）
安全性、居住性、機能性等の維持または向上のために行う修繕などに関わる工事費に対し補助金を交付。

※工事経費が20万円以上であり、市内事業者による工事
※売買契約か賃貸借契約を締結された物件

※売買契約か賃貸借契約を締結した日（所有者の同意を得た日）から1年以内の物件（入居者か入居予定者に限る）
※購入（賃貸借契約）者か所有者のどちらかが1回のみ利用可能

■家財処分補助

処分費用の1/2を補助（最大10万円）
残置された状態の電化製品、家具、食器、その他の家財道具の処分費に対し補助金を交付。

※処分費用が5万円以上であり、一般廃棄物処理業許可業者が実施
※空き家バンクに登録されてから1年以内の物件（所有者に限る）

◎各種支援を受けるには、要件が定められています。詳細は、窓口へお問い合わせください。